全保協　NEWS LETTER

保育の現場で役立つ！働き方の最新情報

2026年度
第7号

特集　こども性暴力防止法（12月25日施行）　●○○○○○　第1回／全6回

こども性暴力防止法が始まります　～何が変わる？全体像をつかむ～

令和8年12月25日、こども性暴力防止法が施行されます。認可保育所・認定こども園などは、この法律の義務の対象です。今号から全6回で、施行までの準備をご一緒に進めていきます。

まもるもの：子どもの安全と安心

柱1　犯罪事実確認

性犯罪の前科がないかの確認です

- ●新しく迎える人は働く前に確認します
- ●いま働いている職員も、施行後3年以内に確認します
- ●国の専用システム「こまもろう」を使います

柱2　安全確保措置

毎日の安全を守る取り組みです

- ●全員が研修を受けます
- ●相談窓口をつくり、職員や保護者、子どもに知らせます
- ●見守りや面談で、園が早く気づきます（早期把握）
- ●疑いの段階から、決めたルールで対応します

土台：規程・就業規則・情報の管理（第3回からくわしく）

子どもを守るしくみ　この1年の流れ

- **令和7年10月**
  虐待の通報義務がスタート
- **令和8年4月**
  虐待防止ガイドラインが一部改訂（通報義務などの法改正をふまえた更新）
- **令和8年12月25日**
  こども性暴力防止法が施行

つまり「気づくしくみ」に「起こさせないしくみ」が加わります。

なぜ？

子どもへの性暴力は、決して許されないものです。子ども自身が言い出しにくく、見えないように行われることが多い被害です。だからこそ、個人の注意にまかせず、園の「しくみ」で防ぎます。しくみが整うほど、子どもはもちろん保育士等も守られ、保護者の安心と保育の質の向上につながります。

対象はどこ？

認可保育所・認定こども園・小規模保育事業などは義務の対象です（法律では「学校設置者等」といいます）。
保育士・保育教諭は全員が確認の対象で、事務職員やバス運転手なども働き方によって対象になります。

ワンポイント解説

「日本版DBS」とも呼ばれます。英国のDBS（Disclosure and Barring Service：前歴の開示と就業制限のしくみ）にならった通称です。

正式名称：学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）

★ひとことメッセージ★

「新しい義務」と聞くと身構えてしまいますが、この法律は、まじめに働く保育士等を疑うためのものではなく、保育士等と子どもをいっしょに守るためのものです。次号から、園での準備をひとつずつご一緒します。

次号予告　第8号「園は何をする？」～施行までの準備がひとめでわかる見取り図をお届けします～

国の解説・資料はこちら
こども家庭庁の特設ページへ

会報「ぜんほきょう」
9月号の特集でも解説（全保協HP）

アンケート・リクエスト
質問や感想もお気軽にどうぞ➡

※園ごとの個別のご相談（有償・別途ご案内）は、発行者（下記）までお気軽にご連絡ください。

■発行者（全保協委託）社会保険労務士法人こどものそら舎　https://kodomonosora.jp/
※全保協会員の皆さまへの限定配信です。必要に応じて会員への回送をお願いいたします。無断複製等はご遠慮ください。

社会保険労務士法人 こどものそら舎